

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	海南市 国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海南市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

和歌山県海南市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法等に基づき、被保険者からの国民年金に関する届書等の受理及び日本年金機構への報告を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ・第1号被保険者及び任意加入者の資格取得・喪失、種別変更届書の受理及び報告 ・年金保険料免除申請等の受理及び報告
③システムの名称	1.国民年金システム 2.統合宛名システム 3.中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
1.国民年金被保険者台帳ファイル 2.年金受給被保険者台帳ファイル 3.宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第3項、別表第一の31の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	くらし部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	海南市役所 総務部 総務課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8590
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	海南市役所 くらし部 保険年金課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8451
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人で確認を行うよう徹底している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・マイナンバー入りの書類を郵送する際は、宛先に間違いがないか、関係のないものの特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、「対象者以外の情報」や「必要な情報」以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業面から講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月12日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一の第31、95の項	番号法第9条第3項、別表第一の31の項	事前	
平成29年1月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事前	
平成29年1月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	記載なし	番号法第19条第7号、別表第二の48、50の項	事前	
平成29年1月12日	1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事前	
平成29年1月12日	2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事前	
平成29年4月1日	I-5-②所属長	岡田 慎司	中納 亮介	事後	所属長の変更によるもので重要な変更にあたらない。
平成29年11月6日	I-7請求先	和歌山県海南市日方1525番地6	和歌山県海南市南赤坂11番地	事後	市役所の位置の変更によるもので重要な変更にあたらない。
平成29年11月6日	I-8連絡先	和歌山県海南市日方1525番地6	和歌山県海南市南赤坂11番地	事後	市役所の位置の変更によるもので重要な変更にあたらない。
平成31年4月1日	I-5-②所属長の役職名	中納 亮介	保険年金課長	事後	様式改正に伴う変更のため
平成31年4月1日	Ⅱ-1-①いつの時点の計数か	平成28年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点更新のため
平成31年4月1日	Ⅱ-1-①いつの時点の計数か	平成28年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点更新のため
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	—	項目追加	事後	様式改正に伴う項目追加のため
平成31年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和2年1月1日	Ⅱ-1-①いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施に伴う時点更新のため
令和2年1月1日	Ⅱ-1-①いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施に伴う時点更新のため
令和7年8月29日	Ⅳ-8-人手を介在させる作業	—	項目追加	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年8月29日	Ⅳ-10-最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目追加	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年8月29日	Ⅱ-1-①いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年8月29日	Ⅱ-2-①いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更